

## 垂水都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

### 理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年5月19日法律第73号）において，都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，垂水都市計画区域においては，「海・山・温泉の自然環境を活かした，ゆとりと賑わいの交わるまち たるみず」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

垂水都市計画  
都市計画区域の整備，開発  
及び保全の方針

鹿児島県

## 《 目 次 》

1 . 都市計画の目標	
1 ) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念 .....	1
2 ) 地域毎の市街地像 .....	2
2 . 区域区分の決定の有無	
1 ) 区域区分の決定の有無 .....	2
3 . 主要な都市計画の決定の方針	
1 ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	3
主要用途の配置の方針 .....	3
土地利用の方針 .....	3
2 ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	4
交通施設の都市計画の決定の方針 .....	4
下水道及び河川の都市計画の決定の方針 .....	6
その他の都市施設の都市計画の決定の方針 .....	7
3 ) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	7
主要な市街地開発事業の決定の方針 .....	7
市街地整備の目標 .....	8
4 ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 .....	8
基本方針 .....	8
主要な緑地の配置の方針 .....	8
実現のための具体の都市計画制度の方針 .....	9
主要な緑地の確保目標 .....	9

## 1. 都市計画の目標

### 1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

垂水都市計画区域(以下「本区域」という。)は、鹿児島県の大隅地域に位置し、宮崎市を起点とし国分市を終点とする国道220号等の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っていると同時に、大隅地域と鹿児島市を連絡するフェリーの発着港である垂水新港を有している。

本区域には、海淵温泉をはじめ数多くの温泉があり、これまで大隅半島の温泉郷として賑い、現在は「飲む温泉水」の産地としても広く知られている。また、桜島や鹿児島湾などの雄大な景観に加え、本区域周辺には南東部の高隈連山やその麓の猿ヶ城溪谷、高峠などの自然環境を有している。

また、静穏な鹿児島湾を活用したブリやカンパチなどの養殖を主体とする水産業や、温暖な気候を活かした農業などの第一次産業が盛んである。

一方、垂水市役所付近の既成市街地については商業機能の集積の度合いが低いうえ、生活様式の多様化やモータリゼーションの進展への対応の遅れから、空き店舗の増加など、商業地としての機能と活力が低下している。また、広域的な幹線となる国道220号は本区域内外からの交通が集中し、一時的に交通渋滞が生じるなどの問題が起きている。

そこで、本区域では、鹿児島市とフェリーで結ばれていることを最大限に活かした「鹿児島市のベッドタウン」化を進めていることにあわせ、道路などの交通環境の整備や安全で快適性の高い魅力ある住環境づくりを積極的に推進し、豊かな自然環境や温泉を活かしながら大隅半島の玄関口としての活気ある中心市街地づくりを行う必要がある。

このようなことから、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

「海・山・温泉の自然環境を活かした、  
ゆとりと賑わいの交わるまち たるみず」

この基本理念を実現するため、次の3つの都市計画の基本方針に基づき、まちづくりを進める。

#### 地の利を活かしたゆとりあるまちづくり

「鹿児島市のベッドタウン」化を目標に、海上交通等の利便性を更に高めながら、安全で利便性の高い道路整備やゆとりあるオープンスペースの整備、快適で魅力ある住環境づくりを進める。

#### 地域の個性を育むまちづくり

桜島や鹿児島湾などの自然景観を活用することにより、ウォーターフロントや河川空間などの自然環境の魅力を身近に感じ、さらに、かつて大隅半島の中心地として栄えた歴史の感じられるまちづくりや地域の個性ある景観づくりを目指す。

### 人々の交流する賑わいのまちづくり

港湾施設や中心市街地を核として多くの人々が行き交い、日常的な賑わいが感じられるまちづくりを目指す。また、都市部との交流や観光により、交流人口の増加と滞在時間の増大を誘導するため、「道の駅」や「猿ヶ城溪谷」などの新たな観光拠点や海洋レジャー施設の整備を進めるとともに、温泉施設など既存の観光資源とのネットワーク化を図る。

## 2) 地域毎の市街地像

### 中心市街地地域

中心市街地地域は、大隅半島の海の玄関口に位置づけられる垂水新港を有するとともに、広域連携軸である国道220号と県道垂水南之郷線たるみずみなみのごうが交差する交通の要衝である。

本地域では、地域生活者の利便性を高める交通基盤整備を進め、地域商業機能及び交流機能を有し、活力ある都市拠点の形成を目指す。また、鹿児島湾や桜島などの景観を活かしながら、まちの顔・交流の拠点にふさわしい都市景観形成を図る。

### 中央・潮彩町地域しおさい

本地域のうち中心市街地外縁に位置する住宅地は、利便性がよく、自然環境に恵まれたゆとりある住環境づくりを目指す。その他の住宅地については、面的事業の導入等を検討し、垂水新港や国道220号へのアクセス道路等の整備をはじめ、公園・緑地の整備など住環境の魅力の向上に努める。

### 海潟・中俣・柘原・新城地域なかまた くぬぎばる しんじょう

鹿児島湾沿岸の国道220号に沿って広がる海潟・中俣・柘原・新城地域には、海潟・垂水・浜平温泉や海水浴場などの観光資源が連なっている。

本地域では、観光拠点の整備充実を図るとともに、国道220号の整備にあわせ、鹿児島湾・桜島などの景観に配慮し海を感じられる沿道景観づくりを進める。

## 2. 区域区分の決定の有無

### 1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域は、鹿児島市のベッドタウン化を図り、魅力ある住宅地等の整備を進めているが、人口は減少傾向にあり、今後も微少ながらその傾向は続く予測される。また、製造品出荷額については、ほぼ横ばいで推移すると予測される。

これら人口・産業にみる将来的な土地需要に対しては、既存市街地における集積度や人口密度が低いため、十分対応可能であり、急激かつ無秩序な市街地拡大を伴うものではないと判断される。

また、本区域では、今後、中心市街地を核として、まとまりのある市街地の形成や良好な住環境の形成、及び区域の大部分を占める良好な自然的環境の保全を図る必要があるが、地域地区などの規制・誘導や農業振興地域の整備に関する法律、森林法による土地利用規制で十分対処できるものと判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### 主要用途の配置の方針

##### a 業務・商業地

垂水市役所などを中心とする既存の業務・商業機能の集積する地区を業務・商業地と位置づけ、垂水新港地区との連絡強化を図るため、本城川最下流に架橋された垂水大橋及び併行する国道 220 号とつながる路線の整備拡充を図る。

また、大隅半島の玄関口にふさわしく、人々の交流や賑わいを生み出す観光・レジャーの拠点づくりや地域生活者の利便性を高めるような近隣商業機能の強化に努める。

##### b 流通業務地

大隅半島の海の玄関として既に流通関連施設の立地が進み、広域的な交流及び物流の拠点となっている垂水新港・垂水港周辺を流通業務地と位置づけ、流通機能の充実と円滑な交通流動に努める。

##### c 住宅地

中心市街地周辺の既存住宅地は、中心市街地に隣接した利便性の高い、中密度の住宅地と位置づける。これらの住宅地に対しては、計画的な都市基盤整備を進め、垂水市図書館等の文教施設との調和を図りながら、ゆとりある住環境づくりに努める。

##### d 工業地

垂水港周辺を工業地と位置づけ、水産基地としての特性を活かしつつ、工業地周辺の商業・サービス機能と調和し、かつ、観光・レジャーなどを意識した複合的な土地利用を検討する。

その他の工業地については、周辺の住宅地や自然環境に配慮しつつ、生産環境の改善を図る。

##### 土地利用の方針

##### a 土地の高度利用に関する方針

広域都市軸である国道 220 号と県道垂水南之郷線が交差し、フェリーターミナルを有する中心市街地地域については、交流の拠点として、賑わいのある快適な都市空間の創出を図るとともに、既存店舗のリニューアルや集合化、新たな商業施設の誘致など、商業機能の強化に努める。

b 用途転換，用途純化又は用途の複合化に関する方針

垂水港周辺の工業地については，中心市街地にふさわしい賑わいをつくり出すために，観光やレジャーを意識した商業・業務機能との複合化を図る。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

中心市街地地域に隣接した地域においては，ゆとりあるオープンスペースの確保や道路等の整備を進め，魅力ある住環境の形成に努めるとともに，垂水中央運動公園や文教施設と一体となった緑豊かな自然環境の維持に努める。

d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

垂水中央運動公園及び本城川下流沿いは，市街地内の良好な緑地であり，重要なオープンスペースとなっている。これらについては，今後も，ゆとりを生み出す憩いの場として，その保全に努める。

e 優良な農地との健全な調和に関する方針

新御堂地区や水之上地区などに広がる農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については，関係機関との連携により，農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め，優良農地の確保・保全に努める。

f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では，市街化を抑制し，災害の未然防止に努める。

g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

良好な自然環境を形成している市街地外縁の丘陵地や海岸地域，本城川上流域は，今後とも保全に努める。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域においては，広域的な交流・連携を強化する役割をもつ主要幹線道路として，南北方向の国道 220 号及び東西方向の県道垂水南之郷線，また，鹿児島市とを連絡するフェリーの発着港である垂水新港が位置している。

本区域では，主要幹線の国道 220 号に交通が集中することに起因する交通渋滞への対応や，狭あいな生活道路の改良等が課題となっている。また，高齢化の進展に伴う交通弱者への対応についても取り組む必要がある。

さらに，モータリゼーションの進展など交通環境の変化による影響から，商業活動が衰退しており，中心市街地の活性化が課題となっている。

このような状況を踏まえ，本区域の交通体系は，次のような基本方針のもとに整備を進める。

鹿児島市とつながる海上交通の利便性を最大限に活かし，広域的なネットワークを形成する総合的な交通体系の確立に努める。

中心市街地では，回遊性を生み出し活性化を図るとともに，周辺的生活環境と調和し，バリアフリーに配慮した歩行者空間の整備を図る。

駐車場については，垂水新港を中心に駐車需要の質・量に応じて官民が適切な役割分担をし，駐車施設の整備，また既存駐車施設の有効利用を含めた施策の総合的かつ効率的な展開に努める。

イ 整備水準の目標

道路については，交通体系の整備方針に基づき，主要幹線道路，都市幹線道路について，整備中区間の早期完成を図り，未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域は，国道 220 号を主軸とし広域交通に対処するとともに，都市内の交通を円滑に処理するため，以下の方針で適正に配置する。

種 別	配 置 の 方 針
主要幹線道路	市街地部における交通渋滞を解消するため配置し，道路の拡幅と安全な歩道空間の確保を図る。 都市計画道路 3・5・2 号佐多街道線(国道 220 号) 県道垂水南之郷線
都市幹線道路	市街地形態及び土地利用動向を勘案しつつ配置し，交通を円滑に処理する道路の整備を図る。 都市計画道路 3・6・1 号北海岸線(市道垂水 2 号線) 都市計画道路 3・6・3 号松原通線(市道垂水 1 号線) 都市計画道路 3・6・4 号南海岸線(市道垂水 2 号線) 都市計画道路 3・4・1 号棧橋通線(県道垂水港線) 市道浜平大都線 市道内ノ野線 市道元垂水原田線 市道(仮)垂水海岸通線

イ その他

種 別	配 置 の 方 針
駐車場等	商業・業務地の状況にあわせ，垂水新港を中心として，駐車場・駐輪場を配置し，整備を図る。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は，次のとおりとする。



種 別	施 設 名
道路	主要幹線道路： 都市計画道路 3・5・2 号佐多街道線（国道 220 号線） 県道垂水南之郷線 都市幹線道路： 市道内ノ野線 市道元垂水原田線 市道(仮)垂水海岸通線

## 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域では、快適な市民生活を支え、次世代に引き継ぐべき自然環境を保全するため、農業・漁業集落排水処理区域の拡大や合併処理浄化槽の普及が課題となっている。

したがって、今後は、「鹿児島県下水道等整備構想」に基づき、公共用水域の水質保全や雨水排水対策等を進め、生活環境の改善に努める。

一方、都市化に伴う流域の保水・遊水機能の低下に起因する水害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

#### イ 整備水準の目標

##### 1) 下水道

既成市街地や新たな住宅開発地においては、市街化の進展にあわせ、公共下水道等の導入を検討する。また、公共下水道による処理が適さない地区においては、他の集合処理方式等の導入や合併処理浄化槽の普及など、地域特性に応じた適正な処理方法を検討する。

##### 2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

### b 主要な施設の配置の方針

#### ア 下水道

既成市街地及び新たな住宅開発地については、市街化の動向・進展にあわせ、公共下水道等の生活雑排水処理施設の導入を検討する。

#### イ 河川

本区域には、本城川、河崎川、中俣川等がある。これらの河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や、豊かな水辺環境の創出を検

討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設はないが 必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

本区域においては、鹿児島市のベッドタウン化を目指し、快適でゆとりある住環境整備が課題である。このため、今後、衛生的な居住環境の形成のために、ごみ処理施設やし尿処理施設等の機能強化を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみの排出量は増加傾向にあり、本区域においては、最終処分場の処分能力も限界に達しつつある。今後は、ごみの排出抑制や分別収集の強化による再資源化を進めるとともに、周辺市町村と一体となった施設の機能拡充等を図るものとする。

イ 火葬場

現施設は、老朽化が進んでいることから、周辺環境の整備にも配慮しながら、現敷地内に新たな火葬場の計画検討を進め、早期の供用を目指す。

ウ 衛生処理場（環境センター）

平成 12 年度に新設された環境センターについては、今後、区域内人口等の動向を見守り、必要に応じて整備拡充等を検討する。

エ と畜場

と畜場は、老朽化が進み、処理機能はほぼ限界に達している。今までに、度重なる修繕・改築がなされ、その都度、暫定的な対応が図られてきたが、今後は、新設の可能性も含めた抜本的な施設改善策の検討を行う。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名
その他の施設	火 葬 場

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域の既成市街地は、垂水港を中心に形成されており、垂水新港の整備によって南部への拡大が予測される。既成市街地については、商業機能の集積の度合いが低く、さらにモータリゼーションの進展など交通環境の

変化による影響から，商業活動が衰退しており，深刻な課題となっている。今後，垂水新港付近との一体的な賑わいづくりの検討を進める。

また，ゆとりある快適な住環境と活力ある都市活動を確保するために，面的事業等の導入も含め，健全な市街地整備を進める。

さらに今後，宅地開発等が予測される地区においては，計画的な宅地形成を促進するため，地区計画や建築協定等のまちづくりルールの策定など，街並みや景観等に配慮した魅力的な市街地形成に努める。

#### 主要な市街地整備の目標

概ね 10 年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが，必要に応じて整備の検討を行うものとする。

### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

#### 基本方針

本区域は鹿児島湾に面し，周囲には霧島屋久国立公園に属する桜島や高隈山県立自然公園，猿ヶ城溪谷，高峠などの豊かな観光・森林資源を有する。

一方，区域内には，海潟・垂水・浜平などの温泉にも恵まれている。さらに，かつて大隅半島の中心であったことをしのばせる様々な遺跡や勝軍地蔵<sup>しょうぐんじぞう</sup>，お長屋<sup>ながや</sup>などの歴史的・文化的資源も多数存在する。

今後，このような自然資源と歴史的・文化的資源を，景観形成や観光・レクリエーション活動，災害時における避難地等の防災拠点として有効に活用していくため，調和の取れた保全と環境基盤整備を進める。

また，ゆとりある住環境の形成と多様化する余暇活動などのニーズに応えるため公園・緑地の適正配置を進め，良好な自然環境づくりを目指す。

#### 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	区域全体	すぐれた自然景観である海と山の自然環境の保全を図る。
	本城川	市街地内のすぐれたオープンスペースとして，自然環境の保全を図る。
	斜面緑地	緑地を活かした，緑のネットワークの形成を図る。
	市街地内の緑地	良好な屋敷林，寺社の緑等の保全を図る。
b レクリエーション系統の配置	区域全体	人口の増加，近年のレクリエーション需要の増大等に対処するため，市街地の動向，土地利用形態等を勘案して公園緑地等の種別に応じ，適切に配置整備することにより，総合的なレクリエーション機能の充実を図る。

	えのしま 江之島	以前のキャンプ場としての盛況を取り戻すため、養殖場等の既存の水産資源と共存した海釣り公園等の整備を検討する。
	本城川	上流の猿ヶ城溪谷や総合運動公園と連携し、環境を重視した親水空間としての整備に努める。
	新城地区	区域内外からの観光客の誘導を図るため、新城海浜公園の整備を中心に検討する。
	住宅地域	総合運動公園を中心に、周辺の公園群を遊歩道や緑道等で連絡し、ネットワーク化を図る。
	柘原貝塚	貴重な遺跡である柘原貝塚を保全するとともに、公園や歴史民俗資料館等の整備を検討する。
c 防災系統の配置	区域全体	河川などの避難を妨げる遮断要素によって分断されない避難圏域を設定し、防災対策の一環として避難地、避難路、緑地等を配置し、都市内のオープンスペースの確保を図る。
	丘陵地	急傾斜地崩壊危険箇所に位置づけられる地区や土石流危険渓流の流域では、市街化の抑制に努め、災害の未然防止を図る。
d 景観構成系統の配置	区域全体	雄大な鹿児島湾、桜島の景観と緑を活かしながら、ゆとりと潤いの感じられる景観形成に努める。

#### 実現のための具体的な都市計画制度の方針

環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の観点からみる系統的な緑地配置の一環として、区域全体における量的、位置的な配分等を考慮しながら、必要に応じて都市公園の配置の検討を行っていくものとする。

#### 主要な緑地の確保目標

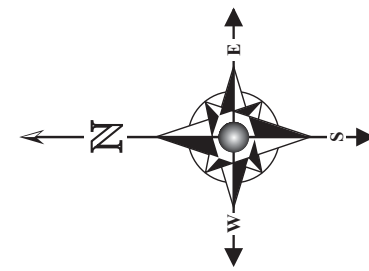
##### a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

種別	名称等	規模
地区公園	新城海浜公園	約 2.0 ha

##### b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね10年以内に地域地区の指定を行う予定はないが、必要に応じて指定の検討を行うものとする。

# 垂水都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



注①) この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、  
 具体的なルート及び位置を規定したものではありません。  
 注②) 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、  
 整備の完了時期を明示したものではありません。

## 凡例

住宅地	農業ゾーン	主要幹線道路 (概ね整備済み)	公園・緑地 (概ね10年以内に整備)
商業・業務地	樹林地ゾーン	主要幹線道路 (概ね10年以内に整備)	公園・緑地
工業地	観光・レクリエーション地区	都市幹線道路 (概ね整備済み)	港湾・漁港・空港・飛行場
流通業務地		都市幹線道路 (概ね10年以内に整備)	河川・海・湖沼
		都市幹線道路 (概ね10年以降)	都市計画区域界